

◎新潟県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市栄町363番18から 同市上町575番1まで	新	(A)6.1～18.0メートル	370.6メートル
妙高市栄町363番18から 同市上町509番1まで		(B)13.0～34.4メートル	125.0メートル
妙高市栄町363番18から 同市上町575番1まで	旧	6.1～18.0メートル	370.6メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。